

令和3年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症にかかわる追検査実施要領

令和3年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症にかかわる追検査の実施内容について、下記のとおり定める。

記

1 追検査を実施する公立高等学校入学者選抜

次の(1)、(2)の入学者選抜（以下、「学力検査等」という。）において新型コロナウイルス感染症の対応に関する追検査を実施する。

- (1) 全日制及び定時制の学力検査（定時制の課程の成人特列入学者選抜を含む）
- (2) 多部制のⅡ期試験A

2 追検査の受検資格

当該高等学校に出願している者で、検査日当日に次の(1)又は(2)に該当し、追検査の受検を希望する者（総合学科受検者で実技検査のみ欠席した者も含む）。

- (1) 新型コロナウイルス感染症と診断され、治癒していない者
- (2) 保健所等から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者

ただし、診断書又はそれに類する書面（以下「診断書等」という。）を提出すること。

次の場合は、追検査の対象としない。

- ① 診断書等が提出されなかった場合
- ② 新型コロナウイルス感染症以外の疾病、けが等の理由により、学力検査等を受検できない場合
- ③ 学力検査等を受検中に途中で退出し、以後の当日実施される学力検査等を受検しなかった場合

なお、濃厚接触者のうち、以下のア～ウの条件をすべて満たしている場合、3月12日（金）に実施する学力検査等（3月13日（土）に実施する実技検査等を含む）を受検することができる。

- ア 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性である。
- イ 受検当日も無症状である。
- ウ 公共交通機関を利用せず、人が密集する場所を避けての来場が可能である。

3 追検査の志願校

- (1) 単独選抜実施校への出願者
出願した志願先高等学校を追検査の志願校とする。
- (2) 複数志願選抜実施校への出願者
出願した第1志望校を追検査の志願校とする。

4 追検査の受検手続

- (1) 志願者
ア 新型コロナウイルス感染症で、学力検査等の当日に受検をすることができない場合、志願者又は保護者は、当日の8:30までに、出身中学校長へ、学力検査等を欠席し、追検査の受検を希望する旨の連絡をする。
イ 志願者は、医療機関等の診断を受け、中学校長の指示に従い、追検査申請の受付に間に合うように追検査願（様式2）及び診断書等を中学校長へ提出する。
ウ 追検査当日には、出願した高等学校の受検票とともに追検査承認書を携行する。

(2) 中学校長

ア 志願者から欠席の連絡を受けた中学校長は、すみやかに当該高等学校長に電話連絡をするとともに、学力検査等の当日（学力検査は3月12日（金）、実技検査は3月13日（土））の12:00までに、追検査出願者一覧（様式1）をFAXにより送信する。

イ 中学校長は、3月19日（金）の9:00～15:00の間（定時制、多部制は14:00～17:00）に、当該高等学校長へ追検査願（様式2）及び診断書等を提出する。

(3) 高等学校長

中学校長から追検査願（様式2）及び診断書等の提出を受けた高等学校長は、審査の上、追検査の申請を受けた志願者に対し、中学校長を経由して追検査承認書を交付する。

（なお、県外からの受検や過年度卒業生等で、中学校を経由することが困難な場合は、保護者等が学力検査等の当日の8:30までに当該高等学校へ連絡し、その指示に従って、追検査願（様式2）及び診断書等を提出する。）

5 追検査の実施場所、期日及び実施内容

- (1) 追検査会場 志願先高等学校
- (2) 追検査願受付 令和3年3月19日（金）
- (3) 追検査 令和3年3月26日（金）
- (4) 実施内容 学力検査（国語・数学・英語）
定時制の課程の成人特例入学者選抜については、面接及び作文

（学力検査）

8:40 ～	集 合
8:50 ～ 9:00	注 意
9:20 ～ 10:10	国 語
10:30 ～ 11:20	数 学
11:40 ～ 12:30	英 語

（成人特例入学者選抜）

8:40 ～	集 合
8:50 ～ 9:00	注 意
9:20 ～ 10:10	作 文
10:30 ～	面 接

- ※ 英語については、聞き取りテストは含まない。
- ※ 多部制のⅡ期試験Aについては、3月12日（金）の学力検査における選択科目にかかわらず、実施内容は国語・数学・英語の3科目とする。

6 追検査の合否判定

- (1) 追検査を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- (2) 合否判定委員会は追検査の結果及び調査書等の諸資料を総合して合否の判定を行う。
- (3) 入学を許可する者の数は以下の通りとする。
 - ア 学力検査等の合格者数が各学科等の募集定員を満たしている高等学校
募集定員を超えて合格者を決定することができる。
 - イ 学力検査等の合格者数が各学科等の募集定員を満たしていない高等学校
募集定員を満たすように合格者を決定した後、募集定員を超えて合格者を決定することができる。
- ※ 追検査の受検を希望したにもかかわらず、保健所等からの外出自粛の求めにより追検査も受検できない者の取扱いについては、高校教育課長と別途協議する。

7 合格者の発表

- (1) 発表日 令和3年3月28日（日）まで（その日時は、高等学校長が決定する）
- (2) 発表方法 追検査を実施した高等学校長が書面にて受検者に通知する。受検者は指定された日時に受検した高等学校で、受検票を提示の上、書類を受けとること。

8 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、追検査を受検することができない場合、志願者又は保護者は、当日の8:30までに、出身中学校長へ連絡を行うこと（県外からの受検や過年度卒業生等で、中学校を経由することが困難な場合は、保護者等が当該高等学校へ連絡を行う）。
志願者から欠席の連絡を受けた中学校長は、すみやかに当該高等学校長へ電話で連絡すること。
- (2) 今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、上記内容の変更や追加を行う場合がある。